

サンエールフェスタ市民企画事業実施要領

1 趣旨

サンエールフェスタにおいて、市民企画事業（ワークショップ）を募集、実施することによって、市民の目でとらえた身近な問題について提起するとともに、その活動を支援し、市民グループの育成や市民レベルでの男女共同参画を促進する。

2 企画の実施について

- (1) 内容 ・男女共同参画社会の形成に関するもの
・広く市民に参加を呼びかけられるもの
・グループ及び市民の今後の成長・発展をもたらすと認められるもの
- (2) 実施期間 サンエールフェスタ期間中
- (3) 実施場所 サンエールかごしま
- (4) 採用企画数 6企画程度（予算の範囲内）

3 助成内容

市民企画事業実施にかかる経費を一部助成する。1団体につき50,000円を限度とする。

- ア 助成の対象となる経費は、講師謝金、印刷費、通信費、講師交通費（九州内）、消耗品費、広告費、教材費、材料費などとする。（講師謝金の限度額は別表のとおりとする。）
- イ 団体・グループのメンバーの交通費、食費、謝金、事業終了後個人の所有になるものや振込等の各種手数料などは助成の対象としない。

4 市民企画事業実施における参加者負担

市民企画事業実施にかかる経費のうち、参加者負担にできるものは食材、教材などの各個人に均等に分けて還元されるもの、余っても分けて持ち帰れるもの、ワークショップで使い切るものとする。

5 応募要件

- (1) 鹿児島市内で活動する団体・グループで男女共同参画社会の形成に関心があること。
- (2) 内容は開催趣旨に沿うもので、特定の政治団体や宗教、営利を目的としたものを除く。
- (3) サンエールフェスタ市民企画事業補助金交付要綱第2条第1項に該当する団体であること。
- (4) サンエールフェスタ市民企画事業補助金交付要綱第2条第2項に該当する団体でないこと。

6 応募方法

所定の申し込み用紙（様式第1）に必要事項を記載し、暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第2）を添付のうえ提出する。

7 事後報告

事業終了後、事業報告書と決算報告書を提出する。

8 申込および問い合わせ先

サンエールフェスタ男女共同参画実行委員会事務局

〒890-0054 鹿児島市荒田一丁目4-1（男女共同参画推進課内）TEL：099-813-0852

(別表)

謝金額	職業等区分
30,000円 (1日)	県外講師（本市へ赴き対応する場合に限る。本市へ赴かない場合は下記職業等区分にしたがって支払うものとする。）
7,000円 (1時間あたり)	大学教授、医師、裁判官、検事、弁護士、その他、経歴著名度により相当と認められる者
6,000円 (1時間あたり)	大学准教授、論説委員、公認会計士、不動産鑑定士、税理士、土地家屋調査士、県の部長、次長級、県内企業の取締役及びそれに準ずる者
5,000円 (1時間あたり)	大学講師、小中高校長、県の課長、課長補佐級、国等の出先機関の長、県内企業の研修担当者、その他、経歴著名度により相当と認められる者
4,500円 (1時間あたり)	その他、経歴著名度により上記の区分に含まれない者